

山口市浄化槽設置届出受理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）の規定に基づき市が処理する浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行について、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置等の届出)

第2条 法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出は、共同省令に規定する浄化槽設置届出書（別記様式第1号）に同省令その他関係法令で規定するもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 付近見取図

(2) 配置図（敷地内の建築物及び浄化槽の配置を記載したもの）、平面図（建築物の各階、各室の用途を記載したもの）、給排水管図及び処理対象人員算定表

(3) 法第13条の規定による認定を受けた浄化槽にあつては、工場生産浄化槽認定シートの写真

(4) 前号に掲げる浄化槽以外の浄化槽にあつては、当該浄化槽の構造を明らかにする構造図、仕様書及び処理工程図

(5) その他市長が必要と認める書類

2 法第5条第1項の規定による浄化槽の構造又は規模の変更の届出は、共同省令に規定する浄化槽変更届出書（別記様式第2号）に同省令その他関係法令で規定するもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 前項の第1号及び第2号に規定する書類

(2) 変更後の浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

(3) 規模の変更により法第10条第2項の政令で定める規模の浄化槽となる場合は、第8条第2項に規定する技術管理者の資格を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(浄化槽の設置等の届出の受理書の交付)

第3条 市長は、法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出を受理したときは、受理書（様式第1号）を、当該届出をした者に交付するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第5項の規定による建築主事等からの通知、し尿浄化槽調書の送付を受ける場合については、この限りではない。

（特定行政庁等への送付）

第4条 市長は、第2条第1項又は第2項の規定による浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を受理したときは、特定行政庁あての届出書に経由印を押印し、遅滞なく特定行政庁に送付するものとする。

（設置又は変更の計画に係る勧告及び通知）

第5条 市長は、法第5条第2項の規定により勧告をするときは、浄化槽設置計画改善勧告書（様式第2号）により行うものとする。

2 市長は、法第5条第4項ただし書きの規定（特定行政庁の権限に係るものを除く。）により内容が相当である旨の通知をするときは、浄化槽設置・浄化槽変更届出書受理通知書（様式第3号）により行うものとする。

（水質検査についての報告の受理）

第6条 市長は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）による水質検査についての報告を受けたときは、不適正と判定された浄化槽の浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、第10条に掲げる指導等を行うものとする。

（設置後の水質検査についての勧告及び命令）

第7条 市長は、法第7条の2第2項の規定により水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をするときは、浄化槽水質検査勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 市長は、法第7条の2第3項の規定により前項の勧告に係る措置をとるべきことを命ずるときは、浄化槽水質検査措置命令書（様式第5号）により行うものとする。

（報告書の提出）

第8条 法第10条の2第1項の規定による報告は、浄化槽使用開始報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

（1）当該報告が法第10条第2項の政令で定める規模の浄化槽に係るものであるときは、技術管理者の資格を証する書類

（2）浄化槽の保守点検業務及び清掃業務委託契約書の写し又は浄化槽の保守点検及び

清掃に必要な機器及び管理についての相当の知識及び経験を有することを証する書類

(3) 法第7条に規定する水質に関する検査を依頼したことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 法第10条の2第2項の規定による報告は、浄化槽技術管理者変更報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 技術管理者の資格を証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

3 法第10条の2第3項の規定による報告は、浄化槽管理者変更報告書(様式第8号)に、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(使用の休止の届出等)

第9条 法第11条の2第1項の規定による届出は、省令に規定する浄化槽使用休止届出書(様式第1号)に関係法令で規定するもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 付近見取図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 法第11条の2第2項の規定による届出は、省令に規定する浄化槽使用再開届出書(様式第1号の2)に関係法令で規定するもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 付近見取図

(2) その他市長が必要と認める書類

(廃止の届出)

第9条の2 法第11条の3の規定による届出は、省令に規定する浄化槽使用廃止届出書(様式第1号の3)に関係法令で規定するもののほか、次に掲げる書類を添付し、市長に提出して行うものとする。

(1) 付近見取図

(2) その他市長が必要と認める書類

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第10条 市長は、法第12条第1項の規定により指導をするときは、指導票(様式第9号)より行い、改善状況報告書(様式第10号)を求めるものとする。

2 市長は、法第12条第1項の規定による勧告をするとき、勧告書(様式第11号)

より行うものとする。

- 3 市長は、法第12条第2項の規定による浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは、改善命令書（様式第12号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第13号）により行うものとする。

（定期検査についての勧告及び命令）

第11条 市長は、法第12条の2第2項の規定による勧告をするときは、浄化槽水質定期検査勧告書（様式第14号）により行うものとする。

- 2 市長は、法第12条の2第3項の規定による命令をするときは、浄化槽水質定期検査措置命令書（様式第15号）により行うものとする。

（報告徴収、立入検査等）

第12条 市長は、法第53条第1項の規定により、法の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

（1）浄化槽管理者

（2）浄化槽清掃業者

（3）法第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

- 2 市長は、法第53条第2項の規定により、法を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その住居者の承諾を得なければならない。

- 3 法第53条第2項の規定により、立入検査をする職員は、同条第3項の規定による身分を示す証明書（様式第16号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。なお、市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者に委任する規則（平成21年山口市規則第19号）第2条第8号に規定する事務に関するものは、様式中の山口市長を山口市上下水道事業管理者に読替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、山口県浄化槽法施行細則（昭和60年10月1日山口県規則第80号）、山口県浄化槽法施行細則通知（昭和60年10月7日環境整備第288号）、山口県通達（平成10年3月11日建築第748号、廃棄物対策第438号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月4日から施行する。

様式第1号	受理書
様式第2号	浄化槽設置計画改善勧告書
様式第3号	浄化槽設置・浄化槽変更届出書受理通知書
様式第4号	浄化槽水質検査勧告書
様式第5号	浄化槽水質検査措置命令書
様式第6号	浄化槽使用開始報告書
様式第7号	浄化槽技術管理者変更報告書
様式第8号	浄化槽管理者変更報告書
様式第9号	指導票
様式第10号	改善状況報告書
様式第11号	勧告書
様式第12号	改善命令書
様式第13号	浄化槽使用停止命令書
様式第14号	浄化槽水質定期検査勧告書
様式第15号	浄化槽水質定期検査措置命令書
様式第16号	身分を示す証明書

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省
・建設省令第1号）

浄化槽設置届出書（別記様式第1号）

浄化槽変更届出書（別記様式第2号）

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）

浄化槽使用休止届出書（様式第1号）

浄化槽使用再開届出書（様式第1号の2）

浄化槽使用廃止届出書（様式第1号の3）